

国東市地域クラブ活動推進協議会設置要綱

〔 令和 7 年 9 月 25 日
国東市教委告示第 12 号 〕

(設置)

第 1 条 この告示は、学校部活動がこれまで担ってきた教育的意義や役割を継承・発展させつつ、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図るため、学校と地域が連携して持続可能で多様なクラブ活動の環境を整備することを目的に、国東市地域クラブ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 指導者等の質の保障及び量の確保に関すること。
- (3) 持続可能な地域クラブ活動の活動環境整備等に関すること。
- (4) 活動場所の確保及び管理に関する調整
- (5) 関係機関・団体との連携強化
- (6) 広報活動及び情報提供
- (7) その他、協議会の目的達成に必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者又は地域住民の代表者
- (2) 学校関係者
- (3) スポーツ又は文化芸術関係団体の関係者
- (4) 教育行政等関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、その残任期間とする。

(役員)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充て、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
(作業部会等)

第7条 会議で協議する事項の企画及び調整等を行うため、協議会に作業部会等を置く。

- 2 作業部会等は、会長が必要と認めた者をもって充てる。
(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会学校教育課に置き、協議会の庶務を行う。
(報償)

第9条 委員の報償費は、別に定める額を支給する。
(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年9月1日から適用する。